

警察官の服制に関する訓令

[最終改正 令和5.9.20 京都府警察本部訓令第14号]

(目的)

第1条 この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）、警察官の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）及び交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号）に基づき、警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(着用期間)

第2条 次の表の左欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで
合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	6月1日から9月30日まで

2 次の表の左欄に掲げる交通機動隊員等の被服の着用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

冬服、防寒服、冬ワイシャツ及び冬ネクタイ	11月1日から翌年3月31日まで
合服、合ワイシャツ及び合ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から同月31日まで
夏服	6月1日から9月30日まで

3 気象状況等により着用期間を伸縮する必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、その都度、着用期間を定めるものとする。

(活動服等の着用)

第3条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽及び活動ネクタイ（以下「活動服等」という。）を着用することができる。

- (1) 留置業務に従事するとき。
- (2) 地域警察勤務に従事するとき。
- (3) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (4) 捜索に従事するとき。
- (5) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (6) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (7) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (8) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (9) 災害警備実施に従事するとき。
- (10) 前各号に掲げる業務に準じる業務に従事する場合であつて、所属長が適当であると認めたとき。

- 2 活動服等の着用において、所属長は、服装の斉一を期す必要があると認めたときは、活動服等を統一して着用させるものとする。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。
- 3 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番その他の派出所、駐在所その他これらに類する施設で公衆の見やすい場所において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツを着用することができる。

（服装等の一部省略）

第4条 警察官は、室内で勤務するとき及び別表第1に定めるヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

- 2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革又は手錠を着装しないことができるものとし、警視以上の階級の警察官で勤務上必要がないときは、手錠を着装しないものとする。
 - (1) 室内で勤務するとき。
 - (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
 - (3) 儀式に出席するとき。
 - (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
 - (5) 看守勤務員が留置施設（同行室を含む。以下同じ。）において勤務するとき。
 - (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。
- 3 警察官は、制服又は活動服を着用して勤務するときは、警棒を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 警部補以上の階級の警察官で勤務上必要がないとき。
 - (2) 前項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、警棒を携帯することが不適當であると所属長が認めたとき。
- 4 警察官は、制服又は活動服を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 第2項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。
 - (2) 交通整理、交通取締り、交通事故の処理又は交通事故に係る犯罪の捜査に従事するとき。
 - (3) 雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適當であると警察本部長が認めたとき。
- 5 警察官は、特殊の被服（礼服を除く。）又は私服を着用して勤務する場合において、警棒又は拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、警棒又は拳銃を携帯するものとする。
- 6 警察官は、警棒又はけん銃を着装しないときは、帯革本帯から警棒つり又はけん銃用調整具及びけん銃つりひもを取り外すものとする。
- 7 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。
 - (1) 名札を着用しているとき。
 - (2) 留置業務に従事するとき。
 - (3) 治安警備実施に従事するとき。

8 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であつて識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(特殊の被服等の制式)

第5条 警察官の職務執行上、必要な貸与品及び特殊の被服(礼服を除く。)又は装備品の名称及び制式は、別表第1のとおりとする。

(特殊の被服等の着用(装)区分)

第6条 警察官が前条の特殊の被服等を着用又は着装する区分は、別表第2のとおりとする。

(礼装)

第6条の2 警察官は、別表第2の2に掲げる基準に該当する場合は、礼服を着用し、礼装をするものとする。ただし、儀式等を主管する所属長が礼装をする必要がないと認める場合は、礼装に代えて略礼装(飾緒及び礼肩章を着装した制服、制帽並びに白色手袋を着用することをいう。)をし、又は制服、制帽及び白色手袋を着用することができるものとする。

2 礼服の制式及び着用要領は、別表第2の3のとおりとする。

3 礼服の着用期間は、原則として次のとおりとする。

(1) 冬礼服及び冬礼帽 11月1日から翌年4月30日まで

(2) 夏礼服及び夏礼帽 5月1日から10月31日まで

4 礼装をする場合は、警察本部長が特に指示する場合を除き、帯革、拳銃、警棒及び手錠は、着装しないものとする。

5 礼装をする場合の警察勲功章等の着装は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)第9条第2項の規定に準じるものとする。

6 多数の警察官が同一の儀式等に出席する場合は、当該儀式等を主管する所属長が、あらかじめ、服装の統一を図るために必要な措置を講じるものとする。

(私服の着用)

第7条 警察官のうち、次の各号に掲げるものは、勤務中私服を着用することができる。

(1) 警察本部長

(2) 京都府警察本部等組織規則(昭和42年京都府公安委員会規則第3号)第48条から第52条までに規定する部長等の職にある者

(3) 警察本部及び京都市警察部に勤務する者のうち、別表第3に掲げるもの

(4) 警察署の警察広報、生活安全警察、刑事警察及び警備警察に専従する者

2 所属長は、別表第3に掲げる以外の警察官で勤務の性質により制服を着用することが特に支障をきたすと認められる場合は、私服を着用させることができる。

(警衛等の服装)

第8条 警衛および警備実施に従事する場合の警察官の服装は、そのつど定めるものとする。

(被服等の着用(装)及び貸与品の携帯要領)

第9条 警察官の被服等の着用又は着装及び貸与品の携帯要領は、別表第4のとおりとする。

(女性警察官の特例)

第10条 女性警察官の職務執行上必要な貸与品及び特殊の被服(礼服を除く。)又は装備品の名称及び制式の特例は、別表第5のとおりとする。

- 2 女性警察官は、勤務中、所属長が認めたときは、肩掛けかばんを携行することができる。
- 3 女性警察官が第1項の特殊の被服等を着用又は着装する区分は、別表第6のとおりとする。
- 4 女性警察官の被服等の着用又は着装及び貸与品の携帯要領の特例は、別表第7のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

共	ベルト	色	黒色
		材質	天然皮革又は合成皮革
		制式	金色の日章を付けた銀色の金属製のバックルを付ける。
	警笛	色	白色又は銀白色
		材質	合成樹脂又は金属
		制式	黒色のひもを付ける。 形状図のとおり
	けん銃入れ（回転式けん銃用、可動式）	色	黒色（交通警察従事員用は白色）
		材質	天然皮革
		制式	けん銃入れの袋部裏に六角金具1個を取り付けてけん銃用調整具と締結できる装置とする。 形状図のとおりとする。
	一体型拳銃入れ（回転式拳銃用）	色	黒色（交通警察従事員用は白色）
		材質	牛革又は樹脂
		制式	拳銃入れと拳銃用調整具を一体のものとし、牛革の拳銃入れにあっては、拳銃入れが左へ回転して60度の位置で停止できるものとする。 形状図のとおりとする。
	けん銃入れ（自動式小型けん銃用）	色	黒色（交通警察従事員用は白色）
		材質	天然皮革
		制式	帯革に直接装着できる装置とする。 形状図のとおり
	けん銃入れ（私服用）	色	黒色又は茶褐色
		材質	天然皮革
		制式	けん銃を肩から胴脇につり下げて装着できる装置又はベルトに通して装着できる装置とする。 形状図のとおり
	出動靴	色	黒色
		材質	革
制式		形状図のとおり	
特殊警棒	色	黒色	
	材質	アルミ合金又は鋼鉄	
	制式	伸縮式とし、ストッパーを付ける。 握り部には、滑り止め黒色牛革又は合成皮革を巻き、先端に力止め用携帯ひもを付ける。 形状図のとおり	
特殊警棒	色	黒色（交通警察従事員用は白色）	
	材質	革	

通	入れ	制式	ベルトに装着する装置とする。 形状寸法図のとおり
	交通切符 かばん	色	黒色
		材質	革
	乗車用ヘルメット	制式	形状寸法図のとおり
		色	白色
		材質	合成樹脂
	自転車用ヘルメット	制式	1 正面に金色日章を金色桜で囲んだ記章を付け、外周腰部に幅10ミリメートルの白線（夜光性テープ）2本を付ける。 2 内側に緩衝はちまき及びあごひもを付ける。 3 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の5に規定する基準に適合するものであること。
		色	白色
		材質	合成樹脂
	交通腕章	制式	正面に金色日章を付け、両側部に「京都府警」の4字を、後部に「POLICE」の6字を黒色で表す。
		色	緑色及び白色
		地質	毛織物、化学繊維織物又は合成樹脂に夜光性物質を接着したもの
	警笛鎖	制式	形状寸法図のとおり
		色	銀白色
		材質	金属（クローム又はニッケルメッキ）
警察署長	制式	平押しととし、先端にクリップをつけて肩章に止める装置とする。 形状寸法図のとおり	
	色	金色	
	地質	金属製	
副署長	制式	台地表面中央に日章を配し、その周囲を車軸模様で囲む。 形状寸法図のとおりとする。	
	色	銀色	
	地質	金属製	
		制式	台地表面中央に日章を配し、その周囲を車軸模様で囲む。 形状寸法図のとおりとする。
		色	白色
			化学繊維織物とする。ただし、合帽子用にあつて

交 通 警 察	共 通	帽子覆い	地質	は後ろまちを、夏帽子用にあつてはまちをナイロン製網目織物（メッシュ）とすることができる。
			制式	形状図のとおりとする。
	あごひも	色	白 色	
		材質	合成樹脂	
	警 通	警 笛 つり ひも	制式	制帽あごひもと同様とする。
			色	白色
			地質	化学繊維織物
	警 通	白 色 帯 革	制式	形状図のとおり
			色	白 色
			材質	天然皮革に夜光性物質を接着したもの
	警 通	ズボンすそ覆い	制式	規則に定める帯革と同様とする。ただし、けん銃入れ、警棒つり等を除く。
			色	白色
地質			化学繊維織物に夜光性物質を接着したものとする。ただし、合、夏服着用時は、ナイロン製網目織物（メッシュ）に夜光性物質を接着したものとする ことができる。	
警 通	夜光チョッキ	制式	形状図のとおりとする。	
		色	白色	
		地質	化学繊維織物に夜光性物質を接着したもの	
交 通 機 動 隊 員 ・ 高 速 道 路 交 通 警 察 員	交 通	雨 衣	制式	交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制に定める雨衣（頭きんを除く。）と同様とする。
			色・地質	
	機 動 隊 員	防じん眼鏡	色	レンズは透明
			材質	レンズ、縁は合成樹脂
			制式	形状図のとおり
	機 動 隊 員	マフラー	色	白 色
			地質	化学繊維織物
		高 速 道 路	マ ス ク	色
	材質			革又は合成皮革
	制式			形状図のとおり
	道 路 交 通 警 察	乗 車 靴	色	黒 色
			材質	革
制式			長靴型とし、ファスナー開閉式とする。 形状図のとおり	
道 路 交 通 警 察 員	靴カバー	色	黒 色	
		材質	化学繊維織物	
		制式	形状図のとおり	

及 び 各 警 察 署 の 白 バ イ 勤 務 員	乗車用 半長靴	色	黒色
		材質	革
		制式	形状図のとおり
	携行かば ん	色	黒色
		材質	革
		制式	つり下げ式とする。ふたは2重とし、外ぶたは尾錠、内ぶたはホックで留める。 形状図のとおり
	乗車用手 袋（防寒 用）	色	黒色
		材質	革又は合成皮革
		制式	そで口おおいをつける。 形状図のとおり
	乗車用手 袋（合用 ）	色	白色
		材質	革、合成皮革又は化学繊維織物
		制式	形状図のとおり
乗車用ヘル メット	色	白色	
	材質	合成樹脂	
	制式	1 正面に金色日章を金色桜で囲んだ記章を付け、外周腰部に幅10ミリメートルの白線（夜光性テープ）2本を付ける。	
		2 内側に緩衝はちまき及びあごひもを付ける。 3 交通パトカー勤務員用はセミジェット型とし、白バイ勤務員用はジェット型とする。 4 道路交通法施行規則第9条の5に規定する基準に適合するものであること。	
交通乗車 服記章	色	水色地に白、濃紺、えんじ及び金色模様	
	地質	毛織物、綿織物又は化学繊維織物	
	制式	台地は水色とし、上部中央に金色の日章をつける。中央は白地にオオミズナギ鳥を配し、胴体の中心にえんじ色で「京」をつけ、周囲は金色の縁どりとする。 形状、寸法図のとおり	
交 活 冬 上	制	色	青色及び黄色
		地質	混紡織物とする。
		襟	立襟とする。 形状図のとおり
		肩章	外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、光反射布で縁取り、襟側を白色の樹脂製ドットボタン各1個及び肩章押さえで留める。 形状図のとおり

故	事	動	服	ボ ン	制 式	、	合 衣 式	前 面	ファスナー開閉比翼式ブルゾン型とし、前立ての上下端に白色の樹脂製ドットボタンを各1個及び中央部に縦に光反射布を付ける。左右の胸部にポケット各1個を設ける。ポケットにはひだ一条、ふた、ペン差し口及び白色の樹脂製ドットボタン2個を付ける。ポケット中央ひだ部に縦に光反射布を付ける。右胸部のポケットの上に光反射布を付け、「京都府警察」の5字を黒色で表す。左右の腰部にポケット各1個を設ける。すその両側にゴムしぼりを付ける。 形状図のとおり
								後 面	上部の背ヨーク切替部及びすそベルト中心に光反射布を付ける。背中央部に光反射布で「京都府警察 TRAFFIC INVESTIGATION」の25字を白色で表す。 形状図のとおり
								そ で	長そでとし、両そで口に調節式の白色の樹脂製ドットボタン各2個を付ける。切替部周囲及びそで山中心に光反射布を付ける。 形状図のとおり
								エンブレム	制服（夏服）上衣と同様とする。
								色	上衣と同色とする。
								地 質	上衣と同質とする。
								制 式	長ズボンとし、外側縫目に光反射布を付ける。腰部にベルト通し7本を付け、腰部両側、大たい部両側及び後面左右にポケット各1個を設け、右ひざ下の外側の部分にペン差しを付ける。大たい部両側のポケットにはひだ一条及びふたを付け、ポケット中央ひだ部に縦に光反射布を付ける。 形状図のとおり
								色	冬、合服上衣と同色とする。
								地 質	混紡織物とする。ただし、半そでの脇部はポリエステル製網目織物（メッシュ）とする。
								襟	台襟付きシャツカラー式とする。台襟に白色の樹脂製ドットボタンを1個付ける。 形状図のとおり
								肩 章	冬、合服上衣と同様とする。
									前立ては眠り穴5個留めとし、青色の樹脂製ボタン5個を1行に付け、中央部に縦に光反射布を付ける。左右の胸部にポケット各1個を設ける。ポ
								通	

捜査員	服	衣	前 面	<p>ケットにはひだ一条、ふた、ペン差し口及び白色の樹脂製ドットボタン2個を付ける。ポケット中央ひだ部に縦に光反射布を付ける。右胸部のポケットの上に光反射布を付け、「京都府警察」の5字を黒色で表す。</p> <p>形状図のとおり</p>	
				後 面	<p>上部の背ヨーク切替部に光反射布を付ける。背中央部に光反射布で「京都府警察 TRAFFIC INVESTIGATION」の25字を白色で表す。</p> <p>形状図のとおり</p>
			そ で	<p>長そで又は半そでとする。長そではカフス式のそで口とし、両そで口に調節式の白色の樹脂製ドットボタン各2個を付ける。切替部周囲及びそで山中心に光反射布を付ける。</p> <p>形状図のとおり</p>	
			エンブレム	<p>制服（夏服）上衣と同様とする。</p>	
		ズボン	色	冬、合服ズボンと同色とする。	
			地 質	混紡織物とする。	
			制 式	冬、合服ズボンと同様とする。	
		活 動 帽	冬、合帽子	色	青色
				地 質	混紡織物とする。
				制 式	<p>丸ワイド型キャップとし、帽子本体下部周囲に光反射布を付ける。正面に「KYOTO POLICE」の11字を白色で立体刺繍し、「TRAFFIC INVESTIGATION」の20字を白色で、警察章を黄色で刺繍する。正面の縁に銀色の織線を付ける。</p> <p>形状図のとおり</p>
	夏帽子		色	冬、合帽子と同色とする。	
			地 質	混紡織物とする。ただし、後頭部はナイロン製網目織物（メッシュ）とする。	
			制 式	冬、合帽子と同様とする。	
	冬、合ワイ		色	夏服上衣と同色とする。	
			地 質	夏服上衣と同質とする。	
		制	襟	夏服上衣と同様とする。	
			肩 章	夏服上衣と同様とする。	
			前 面	夏服上衣と同様とする。	
			後 面	夏服上衣と同様とする。	
	長そでとする。カフス式のそで口とし、両そで口				

	シャツ	式	<p>に調節式の白色の樹脂製ドットボタン各2個を付ける。切替部周囲及びそで山中心に光反射布を付ける。</p> <p>形状図のとおり</p>
		エンブレム	夏服上衣と同様とする。
自動車警ら隊員等	自動車警ら隊員腕章	色	紺あい色のフェルト地に白線1本を入れ、中央の薄あい色の円の中に金色日章をつけ、その上部に「AUTOMOBILE PATROL」の文字を、その下部に「自動車警ら隊」の6字を、それぞれ白色で表す。
		制式	形状寸法図のとおり
	制帽帯章 (自動車警ら班及び機動警ら隊の勤務員も同じ。)	色	白色
		制式	形状寸法図のとおり
鉄道警察隊員	鉄道警察隊員腕章	色	金色(日章の中心の円内は黒色)
		材質	金属製
		制式	日章の中心に円を浮き出しにし、円の中央にレールの断面を、その左側にRailway Police(鉄道警察)のRの文字を、その右側にPの文字を浮き出しにする。裏面に1個の車ねじとめを付ける。 形状寸法図のとおり
		色	えんじ色のラシャ地に白線2本を入れ、中央に日章を、その左に「鉄道」の2字を、その右に「警察」の2字を、その上部に「京都」の2字を、その下部に「RAILWAY POLICE」の13字をそれぞれ金色又は黄色(日章の中心の円内は黒色)で表す。
		制式	腕章の中央に日章を付ける。日章の中央にレールの断面を、その左側にRailway Police(鉄道警察)のRの文字を、その右側にPの文字を入れる。 形状寸法図のとおり
機動	機動隊員章	色	濃紺色の丸型繊維製台地に金色のモール製の日章を配する。
		制式	形状寸法図のとおり
	機動隊副	色	濃紺色の丸型繊維製台地に銀色のモール製の日章

隊 員 等	隊長章		地質	を配する。
			制式	形状寸法図のとおり
	機動隊員 腕章（第 二機動隊 員も同じ 。）		色 地質	台地は、えんじ色、中央はあい色のラジャ地とし、中央に金色の桜花模様を、その中心に「京」をつけ、その下に「機動隊」の3字を金モール又は黄色で表す。
			制式	形状寸法図のとおり
	制帽帯章		色 材質 制式	自動車警ら隊員等に同じ。
音 楽	あごひも （女性警察官を除く。）		色・地質 制式	金色飾りあごひも1本とする。
	飾緒		色	金色
			地質 制式	絹又は化学繊維織物 金色の三つ編みのひも1本とする。
	音楽隊員 章		色	金色
			材質 制式	金属製 丸型にハーブ型の模様を浮彫りにし、中央に「京」の金文字を入れる。 形状寸法図のとおり
隊 員 演	特 殊 演	制 冬 上 衣	色	濃紺色
			地質	毛織物
			えり	折えり式さがりえりとする。 形状図のとおり
			制 肩章	金色地台座に金かご目線刺しゅうをほどこし、えり側に金色ボタンをつけ、台座裏のかぎ式ホックでとめる。 形状寸法図のとおり
			前 面	日章をつけた金色の金属製ボタン3個を1行に、左胸にポケットをつけ、下胴回りを絞る。 形状図のとおり
			後 面	すその中央部をさく。 形状図のとおり
			そ で 及 び そ で 章	長そでとし、両そでの下端に近い部位に金色のしま織線をつける。 形状寸法図のとおり

奏	服	ズボン	色	上衣と同様とする。	
			地質	上衣と同様とする。	
			制式	長ズボン、シングルとし、外側縫目にあたる部分に金色のしま織の側線をつけ、右後方ポケット1個をつける。 形状寸法図のとおり	
	服	合服	上衣	色	クリーム色
				地質	毛織物
				制式	冬服と同様とする。（そで章はふじ色とする。）
		ズボン	色	上衣と同様とする。	
			地質	上衣と同様とする。	
			制式	冬服と同様とする。（側線はふじ色とする。）	
	等	制帽	冬帽子	色	濃紺色
				地質	冬服上衣と同様とする。
				制式	形状は円形とし、前ひさしは黒色とする。ふちを金色刺しゅうで飾り、あごひもは金色のしま織線、ナイロン製を用いる。腰の両側には金色の金属製日章各1個でとめる。 形状図のとおり
子記章			いぶし銀色の金属製台地に金色の金属製日章を金色桜で囲む。		
合服			色	クリーム色	
			地質	合服上衣と同様とする。	
		制式	冬帽子と同様とする。（前ひさしは薄茶色とする。）		
子記章		冬帽子と同様とする。			
飾緒		色	金色		
		地質	絹糸又は化学繊維織物		
		制式	金色の止布から三つ編みのひも大・小の輪3個と丸ひもの2条を出し、先端に2本の真ちゅう製金メツキの筆金具をつけ、その上方に飾節をつける。 形状図のとおり		
		ネクタイ	冬服用	紺青色の無地のものとする。	
	合服用	ふじ色の無地のものとする。			
	靴	冬服用は黒色の、合服用は白色のそれぞれ天然又は合成皮革製短靴とする。			
		クリーム色無地のものとし、肩章をつけ、肩章の			

			夏ワイシャツ	外側の端を両肩の縫目に縫い込み、えり側をボタンで止め、左右胸部にふたつき飾りポケット各1個をつけ、半そで式とする。
犯 作 罪 鑑	合 上 制	衣 式	色	紺色
			地質	綿織物、合成繊維織物又は混紡織物とする。
			襟	立て折り兼用式とする。 形状図のとおりとする。
			前面	ブルゾン式とし、前立てにファスナー及び黒金色の金属製ボタン3個を1行に付ける。左右の胸部にポケット各1個を設け、ふた及び黒金色の金属製ボタン各1個を付ける。左胸部のポケットは、ダブルポケットとし、ファスナーを付ける。左胸部のポケットの上に「京都府警察鑑識」の7字をだいたい色で表す。左右の腰部にポケット各1個を設ける。すその両側にゴムしぼりを付ける。 形状図のとおりとする。
			後面	上部に光反射布で「KYOTO POLICE」の11字をだいたい色で表す。 形状図のとおりとする。
			そで	長そでとし、左上腕部の外側の部分にペン差しを付け、両そで口に黒金色の金属製ボタン各1個を付ける。 形状図のとおりとする。
	服 ボ ン	制 式	色	上衣と同色とする。
			地質	上衣と同質とする。
				長ズボンとし、腰部にベルト通し7本を付け、腰部両側、大たい部両側及び後面左右にポケット各1個を設ける。大たい部両側及び後面左のポケットには、ふた及び黒金色の金属製ボタン各1個を付ける。大たい部右ポケットは、ダブルポケットとし、ファスナーを付ける。 形状図のとおりとする。
	夏 上 制	制 前 面	色	合服上衣と同色とする。
			地質	合服上衣と同質とする。
			襟	シャツカラー式とする。 形状図のとおりとする。
			前立てに紺色の樹脂製ボタン6個を1行に付け、左右の胸部にふた付きポケット各1個を設ける。左胸部のポケットの上に「京都府警察鑑識」の7字をだいたい色で表す。両肩中央部に金属製ボタ	

業 識	服	衣 式		ン各1個を付ける。 形状図のとおりとする。	
			後 面	上部に背ヨークを入れ、光反射布で「KYOTO POLICE」の11字をだいたい色で表す。 形状図のとおりとする。	
			そ で	長そでとし、左上腕部の外側の部分にペン差しを付け、両そで口に紺色の樹脂製ボタン各1個を付ける。 形状図のとおりとする。	
		ズ ボ ン	色	合服ズボンと同色とする。	
			地 質	合服ズボンと同質とする。	
			制 式	合服ズボンと同様とする。	
	従 服	防 寒	上 衣	色	紺色
				地 質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
			制 式	前 面	ファスナー開閉比翼式ブルゾン型とし、着脱式フードを付ける。前立ての上下端及び胸部に紺色の樹脂製ドットボタンを各1個付ける。左胸部にファスナー付きポケットを設ける。ポケットの上に「京都府警察鑑識」の7字をだいたい色で表す。左右の腰部に蓋付きポケット各1個を設ける。裾の両側にゴムしぼりを付ける。 形状図のとおりとする。
		後 面	上部に光反射布で「KYOTO POLICE」の11字をだいたい色で表す。 形状図のとおりとする。		
		そ で	長袖とし、左上腕部の外側の部分にポケット及びペン差しを付け、両袖口に面ファスナーとゴムしぼりを付ける。 形状図のとおりとする。		
		事 服	ズ ボ ン	色	上衣と同色とする。
地 質	上衣と同質とする。				
制 式	長ズボンとし、腰部にベルト通し7本を付け、両側にゴムしぼりを付ける。前立ての上部に樹脂製ドットボタン2組を付ける。腰部両側及び後面右にポケットを設け、後面ポケットには、蓋及び紺色の樹脂製ドットボタンを1個を付ける。裾の外側に面ファスナーを付ける。腰部両側にファスナー開閉式貫通口を設ける。 形状図のとおりとする。				

員	作業帽	色	作業服合服上衣と同色とする。	
		地質	作業服合服上衣と同質とする。	
		制式	野球帽型とし、正面に「鑑」の1字を金色で表し、縁どりを青色とする。その下を金色の月桂樹の葉で囲み、「CRIMINAL IDENTIFICATION」の22字を金色で表す。 形状図のとおりとする。	
	火災現場用ヘルメット	色	濃紺色	
		材質	合成樹脂製とする。	
		制式	正面に金色の金属製日章を付け、内側に緩衝はちまち及びあごひもを付ける。 形状図のとおりとする。	
	火災現場用半長靴	色	黒色	
		材質	ゴム製とする。	
		制式	内底鉄板入りとする。	
	半長靴	色	黒色	
		材質	天然皮革又は合成皮革とする。	
		制式	形状図のとおりとする。	
航 空	航空隊記章	金属製	色 銀色（日章は金色） 制式 日章を中心にして、その両側に翼をつける。 形状寸法図のとおり	
		布製	色 灰み青色の台地に金色で刺しゅう	
			制式 金属製と同様とする。 形状寸法図のとおり	
		航空帽（冬、合帽子）	色	濃紺色
	地質		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物で、冬帽子は厚手、合帽子は薄手のもの	
	制式		頭部は4枚はぎとし、正面に記章をつける。 形状図のとおり	
	航空服（冬、合服）	色・地質		航空帽（冬、合帽子）と同様とする。
		制 上 衣		ステン襟とし、前面中央打ち合いは、全開ファスナーとする。ポケットは、左右胸部に各1個をつける。すそ部に腰帯をつけ、左右を尾錠各1個で留める。そでは、長そで式とし、そで口の外側に水かき及びファスナーをつける。背に切替えをつけ、背ひだを両肩先から腰帯までつける。肩章の外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側をボタンで留める。 形状図のとおり
				長ズボン式とし、すその内側に水かき及びファス

隊 員	ズボン式	色	灰み青色		
		地質	綿、麻織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物		
	制服上衣	制式	ズボン	ナールをつける。共地の箱型地図入れを左右外側のひざ下につける。ポケットは、左右腰部に各1個をつける。 形状図のとおり	
		制式	ズボン	航空隊（冬、合服）と同様とする。	
	夏服	色	黒色		
		材質	革又は合成皮革		
		制服上衣	制式	ズボン	ステン襟とし、前面中央打ち合いは、全開ファスナーとする。ポケットは、左右胸部に各1個をつける。すそ部に腰帯をつけ、左右を尾錠各1個で留める。そでは、長そで式とし、そで口は外側に水かき及びファスナーをつける。背に背ひだを両肩先から腰帯までつける。肩章の外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側をボタンで留める。 形状図のとおり
			制式	ズボン	長ズボン式とし、すその内側に水かき及びファスナーをつける。共地の打ちつけ地図入れは左右外側のひざ下につける。ポケットは、左右腰部に各1個をつける。 形状図のとおり
	防寒服	色	黒色		
		材質	革		
制式		編上靴とし、内側部に全開ファスナーをつける。 形状図のとおり			
半長靴	色	白色			
	材質	ガラス繊維主材の合成樹脂			
ヘルメット	制式	自由	自由に上下する風防をつける。内側の両耳部に無		

			線受話器を、左の外側に送話器をつける。内側にあごひも及び後ろバンドをつける。 形状図のとおり
	マフラー		白色の絹又は化学繊維織物
	紫外線よけ眼鏡		レンズ縁は化学製品とし、耳かけは幅広い金属製とする。 形状図のとおり
	防じん眼鏡		レンズは無色透明とし、縁は金属製とする。両眼に当たる周囲は緩衝材を用い装着用のひもをつける。 形状図のとおり
	冬手袋	色	黒色
		材質	革
		制式	長型のものとする。 形状図のとおり
	合手袋	色	白色
		材質	革
		制式	普通型のものとする。 形状図のとおり
	作業服	色	紺色又はだいたい色
		地質	綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物
		制式	折り襟開襟小開きとし、前面中央に隠しボタン5個をつける。ポケットは、左右胸部に各1個をつける。そでは、長そでカフス式とし、そで口にマジックテープをつける。 形状図のとおり
		ズボン	長ズボンとする。ポケットは、左右大たい部側面に各1個をつける。
	騎士制服	色	黒色
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		襟	折り襟式とする。 形状図のとおりとする。
		肩章	金色地台座に金かご目線刺しゅうを施し、両肩の襟側に金色の金属製ボタン各1個を付け、台座裏のかぎ式ホックで留める。 形状図のとおりとする。
		前面	前身内合わせを左上前とする。日章をつけた金色の金属製ボタン3個を1行に付け、左胸にはポケットをつける。

騎 馬	乗 衣	式		形状図のとおりとする。
			後 面	サイドベンツとし、腰部中央に背バンドを付ける。 形状図のとおりとする。
			そ で	長そでとし、両そでのそで口に近い部位に紫線を2本縫い付ける。 形状図のとおりとする。
			エ ン ブ レ ム	台地は黒色とし、右腕そで上腕部に付ける。地色は黒色、枠は金色とし、上部欄には「京都府警察」の文字を銀色で示し、下部欄には金色の日章を銀色の蹄鉄で囲んだ記章を入れる。 形状図のとおりとする。
	服	ズ ボ ン	色	黒色
			地 質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
			制 式	乗馬用長ズボンとし、両側にポケット各1個を設ける。 形状図のとおりとする。
		飾 緒	金色の止布から三つ編みのひも大・小の輪3個を出し、先端に2本の真ちゆう製金メツキの筆金具をつけ、その上方に飾節をつける。 形状図のとおりとする。	
		ネクタイ	灰色とする。	
		ワイシャツ	白色とする。	
	騎 乗 帽	色	騎乗服上衣と同色とする。	
		地 質	騎乗服上衣と同質とする。	
		制 式	ひさし及び顎ひも	形状は円形とし、前ひさし及び顎ひもは黒色とする。顎ひもは、腰の両側において金色の金属製日章各1個で留め、まちの両側に各2個のはとめを付ける。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿って金色モール製の桜花桜葉模様を付ける。
			記 章	金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。台地は、黒色とする。 形状図のとおりとする。
	帯 章	腰に黒色のななこべりを巻き、紫線2本を巻く。 形状図のとおりとする。		
	雨	色	黒色又は紺色	
		地 質	化学繊維織物とする。	
		襟	立て折り兼用式とし、襟の後部に頭きん収納用袋	

隊	衣	制	を付ける。 形状図のとおりとする。
		前 面	コート式とし、前立てファスナー若しくは金属製又は樹脂製ボタンを1行に付け、左右の腰部にポケット各1個を設ける。 形状図のとおりとする。
	手 袋		白色の合成皮革とする。 形状図のとおりとする。
	騎 乗 靴		黒色の革、合成皮革又はゴム製の乗馬用長靴とし、踵部分には金属製拍車を拍車ベルトで取り付ける。 形状図のとおりとする。
	作 業 服	色	黒色又は紺色
		地 質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		制 式	長そで又は半そでシャツとする。 形状図のとおりとする。
	作 業 ズ ボ ン	色	紺色
		地 質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		制 式	長ズボン又は乗馬用長ズボンとし、両側にポケット各1個を設ける。 形状図のとおりとする。
作 業 帽	色	紺色	
	地 質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
	制 式	野球帽型とし、正面中央に金色の日章を入れ、銀色の蹄鉄及び緑色の月桂樹で囲み、その下には金線2本入りの赤色リボンをつけ、上部には金色で「MOUNTED POLICE」の13文字を入れる。左側面には金色で「京都府警察 平安騎馬隊」の10文字を入れ、前ひさしには金色で桜葉模様を表す。 形状図のとおりとする。	
作 業 靴		黒色の短靴に足首からふくらはぎを覆う黒色チャップスを装着する。必要に応じて踵部分に金属製の拍車を拍車ベルトで取り付ける。	
へ ル メ	色	黒色	
	地 質	合成樹脂	
	制 式	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	

員	ツ		第9条の5に規定する基準に適合するもので、内側に顎ひも及び衝撃緩衝材を取り付ける。	
	騎馬隊員腕章	色 地質	台地は京紫色、中央は京藤色のラシャ地とし、中央には金色の日章を銀色の蹄鉄で囲むようにつけ、その左に「平安」、右に「騎馬隊」の文字を金色で、下に「京都府警察」の文字を銀色で表す。	
		制式	形状図のとおりとする。	
車両整備員	作業服（作業帽を含む。）	色	濃紺色	
		地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物	
		制式	形状図のとおり（作業帽は略帽と同様とする。）	
技能試験官	作業服	冬、合服 上衣	色	青色又は同色系統
			地質	化学繊維織物又は混紡織物とする。
			制式	長袖シャツ型とし、左右胸部にポケット各1個を付ける。左胸部のポケットの上部に「技能試験官」の5字を白色で表す。 形状図のとおりとする。
		ズボン	色	冬、合服上衣と同色とする。
			地質	冬、合服上衣と同質とする。
			制式	長ズボンとし、後面左右にポケット各1個を付ける。 形状図のとおりとする。
	作業服	夏服 上衣	色	冬、合服上衣と同色とする。
			地質	冬、合服上衣と同質とする。
			制式	長袖メッシュシャツとし、左胸部にポケットを付ける。左胸部のポケットの上部に「技能試験官」の5字を白色で表す。 形状図のとおりとする。
		ズボン	色	冬、合服上衣と同色とする。
			地質	冬、合服上衣と同質とする。
			制式	冬、合服上衣と同様とする。
	作業帽	色	黒色又は紺色	
		地質	作業服上衣と同質とする。	
		制式	メッシュ式の野球帽型とし、正面に日章を付け、その下部に「技能試験官」の5字を白色で表す。 形状図のとおりとする。	
防寒服	色	白色又は同色系統		
	地質	化学繊維織物又は混紡織物とする。		
	制式	ブルゾン型とし、右胸部及び左右腰部にフアスナー付きポケット各1個を付ける。左胸部に「技能		

			試験官」の5字を濃紺色で表す。 形状図のとおりとする。
受 傷 事 故 防 止 用 被 服 等	夜光チョ ッキ	色 材 質 制 式	別に定める。
	夜光手袋		
	防炎出動 服		
	防 炎 服		
	防 護 衣		
	鉄 帽		
	ヘルメッ ト		
	防 石 面		
	防護手袋		
	防 弾 衣		
	出動用ベ ルト		
	防炎略帽		
	防護腹あ て		
	私服用安 全帽保護 板		
	私服用安 全帽		
	垂れ覆い		
防護用革 手袋			
私服用へ ルメット			
防 弾 面			
防炎マフ ラー			

別表第2（第6条関係）

特殊の被服等の着用（装）区分

区 分		品 目
交通 警察 従 事 員	共 通	手袋（白色、支給品と同様のもの）、特殊警棒、交通切符かばん、乗車用ヘルメット、自転車用ヘルメット、交通腕章、帽子覆い、あごひも、警笛つりひも、白色帯革、ズボンすそ覆い、夜光チョッキ
	白バイ勤務員	交通乗車服（冬服、防寒服、合服及び夏服）、雨衣、防じん眼鏡、マフラー、マスク、乗車靴、靴カバー、携行かばん、乗車用手袋（防寒、合用）、交通乗車服記章
	交通機動隊員 （白バイ勤務員を除く。）	交通乗車服（冬服、防寒服、合服及び夏服）、雨衣、乗車用半長靴、交通乗車服記章
	高速道路交通警察隊員	交通乗車服（冬服、防寒服、合服及び夏服）、雨衣、乗車用半長靴、乗車用手袋（合用）、乗車用ヘルメット、交通乗車服記章
	交通事故捜査員	活動服（冬、合服及び夏服）、活動帽（冬、合帽子及び夏帽子）、冬、合ワイシャツ
街 頭 活 動 に 従 事 す る 地 域 警 察 官	共 通	警笛鎖、交通切符かばん、乗車用ヘルメット、自転車用ヘルメット
	自動車警ら隊員	制帽帯章、特殊警棒、自動車警ら隊員腕章
	自動車警ら班及び機動警ら隊の勤務員	制帽帯章、特殊警棒
機動隊等の隊員	機動隊長章、機動隊副隊長章、制帽帯章、機動隊員腕章	
音 楽 隊 員	一 般 演 奏	あごひも、飾緒、音楽隊員章
	特 別 演 奏	演奏服、制帽、飾緒、演奏靴、演奏服用ネクタイ、夏ワイシャツ
犯罪鑑識従事員	作業服（合服、夏服及び防寒服）、作業帽、火災現場用ヘルメット、火災現場用半長靴、半長靴	
航 空 隊 員	航空隊記章、航空帽（冬、合帽子）、航空服（冬、合及び夏服）、防寒服、半長靴、ヘルメット、マフラー、紫外線よけ眼鏡、防	

	じん眼鏡、手袋（冬、合用）、作業服
騎馬隊員	騎乗服、騎乗帽、雨衣、手袋、騎乗靴、作業服、作業ズボン、作業帽、作業靴、ヘルメット、防寒服、騎馬隊員腕章
警備実施及び各種作業に従事する場合で制服を着用することが特に支障があると所属長が認めるとき	略帽、出動服、ヘルメット、出動靴、半長靴、運動靴、長靴、地下足袋

別表第2の2（第6条の2関係）

礼装をする場合の基準

礼装をする場合		着用者の範囲	
項目	細目		
1 公の儀式等 等 に出席する 場合	部 内	(1) 視閲式	警察本部長が指定した者
		(2) 初任科生の入校式及び卒業式	警察本部長、部長、所属長及び初任科生並びに警察本部長が指定した者
		(3) 警察庁長官又は管区警察局長が行う表彰式	警察庁又は管区警察局から指定された者
		(4) 警察本部長が行う永年勤続等警察職員に対する表彰式	警察本部長、部長及び所属長並びに警察本部長が指定した者
		(5) 庁舎等の落成式	警察本部長、部長及び所属長並びに警察本部長が指定した者
		(6) 警察職員殉職者慰霊祭	警察本部長、部長及び所属長並びに警察本部長が指定した者
		(7) 公葬	警察本部長及び葬儀委員長並びに警察本部長が指定した者
	部 外	(1) 官公庁が行う式典	被招待者で儀礼上必要と認める者
		(2) 外国公館等において行われる式典	儀礼上必要と認める者
		(3) 外国公館等の公式訪問	
		(4) 外国艦船の公式訪問	
2 警衛及び警護に従事する場合	(1) 行幸啓等の警衛	警察本部長が指定した者	
(2) 国賓等（国賓、公賓、準国賓、準公賓）の警護			

3 上記の場合のほか、儀礼上、礼服の着用が必要と認められる場合

別表第2の3（第6条の2関係）

礼服の制式及び着用要領

1 男性警察官礼服

礼 服	冬 上 礼 服	衣 式	色	黒色	
			地 質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
			襟及び襟章	折り襟式、剣襟式とする。両襟の上襟に金色モール製の桜花模様の襟章各1個を付ける。	
			肩	両肩に礼肩章の留め金通し各3個を、右肩に飾緒留めのボタン1個を付ける。	
			前 面	1 日章を付けた金色の金属製ボタン4個を1行に付け、下前を持出し式とする。 2 ポケットは、左右の胸部及び腰部に各1個とし、胸部のポケットにひだ2条を設ける。ポケットには蓋を付け、日章を付けた金色の金属製ボタン各1個で留める。	
			後 面	センターベンツ式とする。	
	袖及び袖章	長袖とし、両袖の下端に近い部位にしま織金線及び階級に応じて1条から3条の黒色のしま織線を付ける。			
			形状は、別図1及び別図2のとおりとする。		
	礼 服	ズ ボ ン	制 式	色	上衣と同色とする。
				地 質	上衣と同質とする。
				1 長ズボンとし、両脇の縫い目に沿って黒色しま織線を付ける。両側及び左右後方にポケット各1個を付け、左後方のポケットに黒色のボタン1個を付ける。裾口はシングルとする。 2 形状は、別図3のとおりとする。	
		色	灰味青色		
				毛織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しく	

夏 礼 服	上 衣	地 質	は交織織物とする。
		襟及び襟章	冬礼服上衣と同様とする。ただし、桜花模様の襟章は銀色モール製とする。
		肩	冬礼服上衣と同様とする。
		制 式 前 面	冬礼服上衣と同様とする。ただし、ボタンは日章を付けたいぶし銀色の金属製とする。
		後 面	冬礼服上衣と同様とする。
		袖及び袖章	長袖とし、両袖の下端に近い部位にしま織銀線及び階級に応じて1条から3条の灰味青色のしま織線を付ける。
		形状は、冬礼服上衣と同様とする。	
	ズ ボ ン	色	上衣と同色とする。
		地 質	上衣と同質とする。
		制 式	冬礼服ズボンと同様とする。ただし、側線及び左後方ポケットのボタンは灰味青色とする。
礼	冬礼帽	色	黒色
		地 質	冬礼服上衣と同質とする。
		制 式 ひさし及び 顎 ひ も	形状は円形とし、前ひさし及び顎ひもは黒色とする。顎ひもは、腰の両側において金色の金属製日章各1個で留める。まちの両側に各2個のはとめを付ける。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿って金色モール製の桜花桜葉模様を付ける。
		記 章	金色の金属製日章をモール製金色桜で囲む。台地は黒色の織物とする。
		帯 章	腰に黒色のななこべりを巻き、警部以上の階級の場合にあっては蛇腹組金線及び蛇腹組黒線を、警部補の階級の場合にあ

帽			っては蛇腹組黒線を巻く。		
			形状は、別図4及び別図5のとおりとする。		
	夏礼帽	色		灰味青色	
		地質		夏礼服上衣と同質とする。	
		制	ひさし及び顎ひも		冬礼帽と同様とする。ただし、顎ひも留めの金属製日章及び前ひさしの桜花桜葉模様は銀色とする。
			記章		冬礼帽と同様とする。
式		帯章		腰に灰味青色のあやたけべりを巻き、警部以上の階級の場合にあつては蛇腹組銀線及び蛇腹組灰味青線を、警部補の階級の場合にあつては蛇腹組灰味青線を巻く。	
			形状は、冬礼帽と同様とする。		
ワイシャツ			制服用ワイシャツ又は白色無地のものとする。		
ネクタイ	冬礼服用		シルバークレーの無地のものとする。		
	夏礼服用		薄紺色の無地のものとする。		
靴			黒色の短靴とする。		
手袋			白色無地のものとする。		
飾緒	冬礼服用		1 金色の丸打ちひも2条及びこれを三つ編みにしたもの1条を留め革から出し、ひもの先端に日章及び桜花模様を付けた金色の金属製金具各1個を付ける。 2 形状にあつては別図6のとおりとし、着装位置にあつては別図7のとおりとする。		
	夏礼服用		冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひもは1条とし、ひも及び金具は銀色とする。		
			1 警視監の場合には、金色の丸打ちひも4本を引きそろえ、1列五つ目編みとし、3個の金色の金属製日章を付け、		

礼 肩 章	冬 礼 服 用	<p>その上部に日章を付けた金色の金属製丸ボタン1個を付ける。警視長以下の階級の場合には階級に応じて金色の丸打ちひも2本から4本を引きそろえ1列五つ目編み又は六つ目編みとする。この場合において、警視正以上の階級の場合にあつては1個から3個の金色の金属製日章を、警視以下の階級の場合にあつては1個から3個の銀色の金属製日章を付け、その上部に日章を付けた金色の金属製丸ボタン1個を付ける。</p> <p>2 形状は別図8のとおりとする。</p>
	夏 礼 服 用	<p>冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひも及び警視以下の階級の金属製丸ボタンは銀色とする。</p>

注 弔意を表す場合は、ネクタイは黒色無地とし、飾緒は装着しないものとする。

2 女性警察官礼服

礼 服	冬 衣 式	上 制	色	黒色	
			地 質	男性警察官冬礼服上衣と同質とする。	
			襟及び襟章	男性警察官冬礼服上衣と同様とする。	
				肩	男性警察官冬礼服上衣と同様とする。
				前 面	男性警察官冬礼服上衣と同様とする。
			後 面	センターベンツ式とする。	
			袖及び袖章	男性警察官冬礼服上衣と同様とする。	
		形状は、別図2及び別図9のとおりとする。			
	スカー ト	色	上衣と同色とする。		
		地 質	上衣と同質とする。		
制 式		<p>1 タイトスカートとし、前面にボックスプリーツを付け、後面の裾にスリットを入れる。</p> <p>2 形状は、別図10のとおりとする。</p>			

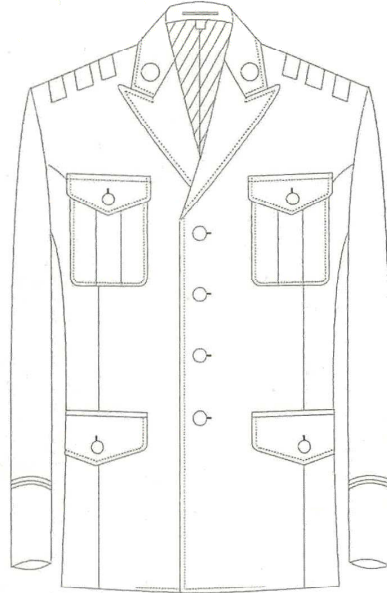
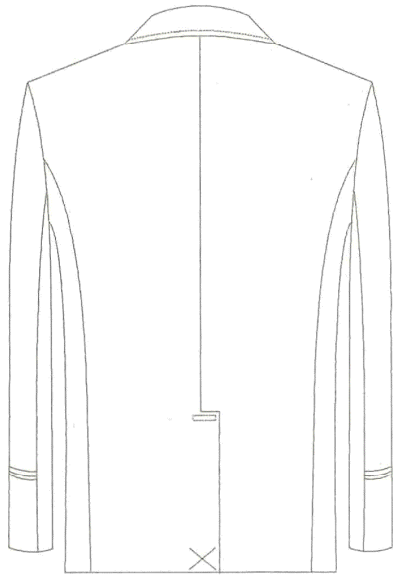
夏 礼 服	上 衣	色	灰味青色	
		地 質	男性警察官夏礼服上衣と同質とする。	
		制 式	襟及び襟章	男性警察官夏礼服上衣と同様とする。
			肩	冬礼服上衣と同様とする。
			前 面	男性警察官夏礼服上衣と同様とする。
			後 面	冬礼服上衣と同様とする。
			袖及び袖章	男性警察官夏礼服上衣と同様とする。
		形状は、冬礼服上衣と同様とする。		
	ス カ ー ト	色	上衣と同色とする。	
		地 質	上衣と同質とする。	
制 式		冬礼服スカートと同様とする。		
冬 礼 帽	色	黒色		
	地 質	冬礼服上衣と同質とする。		
	制 式	記 章	寸法のほかは、男性警察官冬礼帽と同様とする。	
		帯 章	頭下部に黒色のグログランを巻き、警部以上の階級の場合にあっては蛇腹組金線及び蛇腹組黒線を、警部補の階級の場合にあっては蛇腹組黒線を巻く。	
	形状は、別図5及び別図11のとおりとする。			
	色	灰味青色		
	地 質	夏礼服上衣と同質とする。		
	記 章	冬礼帽と同様とする。		

	夏礼帽	制 式	帯章	頭下部に灰味青色のグログランを巻き、警部以上の階級の場合にあつては蛇腹組銀線及び蛇腹組灰味青線を、警部補の階級の場合にあつては蛇腹組灰味青線を巻く。
				形状は、冬礼帽と同様とする。
ワイシャツ				制服用ワイシャツ又は白色無地のものとする。
ネクタイ		冬礼服用		シルバーグレーの無地のものとする。
		夏礼服用		薄紺色の無地のものとする。
靴				黒色のパンプスとする。
手袋				白色無地のものとする。
飾緒		冬礼服用		寸法のほかは、男性警察官冬礼服用のものと同様とする。
		夏礼服用		寸法のほかは、男性警察官夏礼服用のものと同様とする。
礼肩章		冬礼服用		寸法のほかは、男性警察官冬礼服用のものと同様とする。
		夏礼服用		寸法のほかは、男性警察官夏礼服用のものと同様とする。

注 弔意を表す場合は、ネクタイは黒色無地とし、飾緒は装着しないものとする。

別図 1

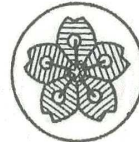
上 衣



ボタン

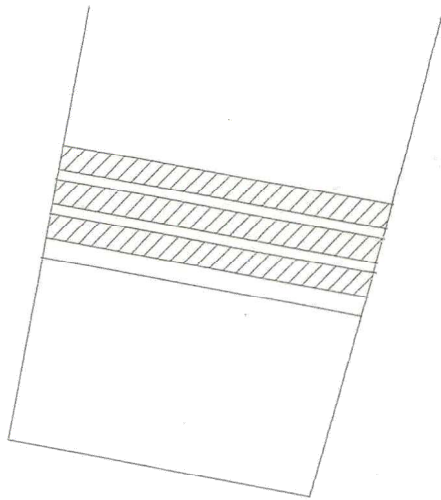


襟章

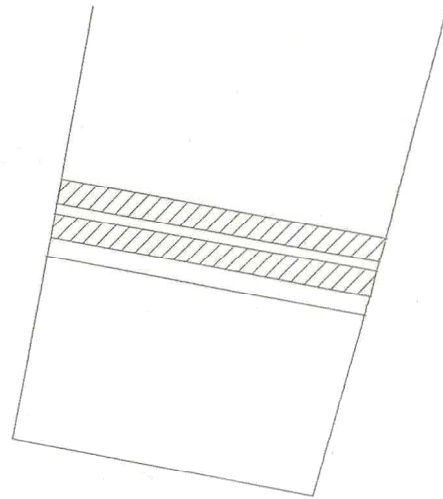


袖 章

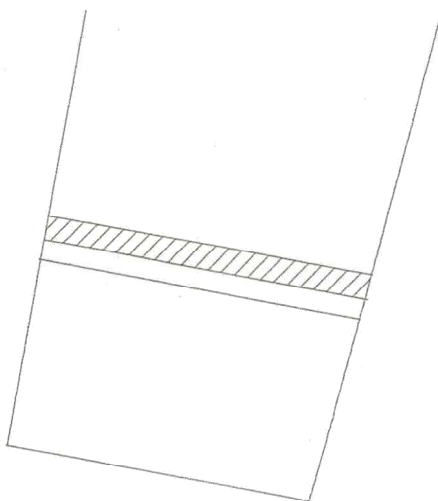
警視監・警視長



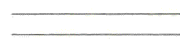
警視正・警視



警部以下



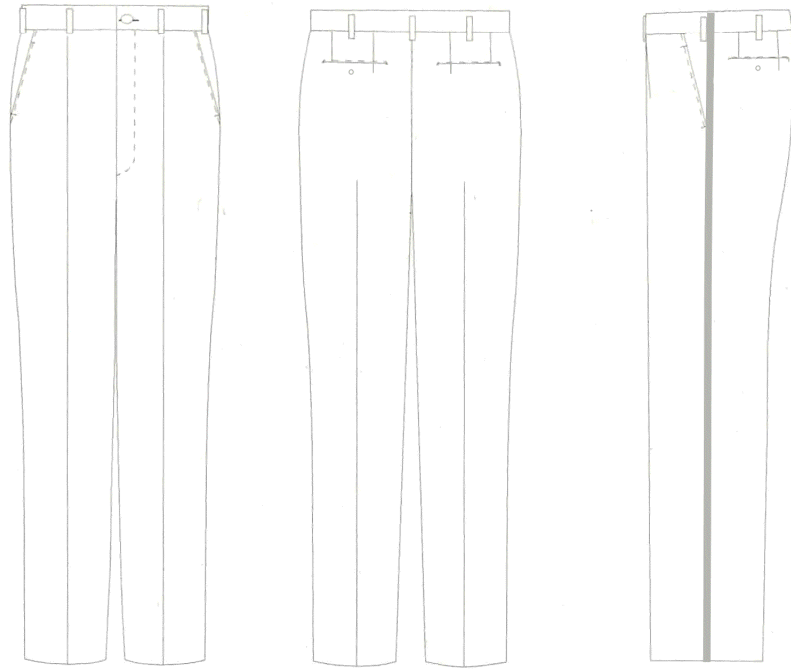
冬礼服：しま織黒線
夏礼服：しま織灰味青線



冬礼服：しま織金線
夏礼服：しま織銀線

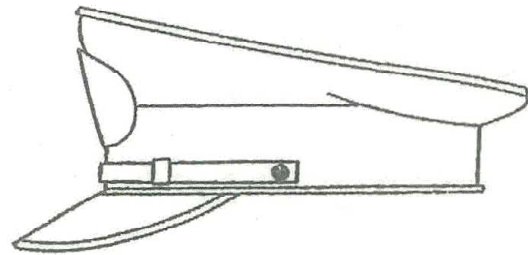
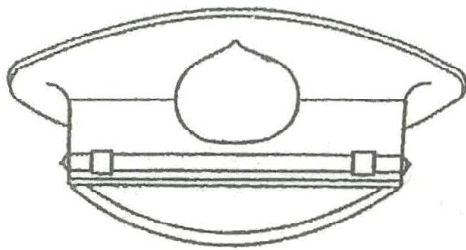
別図 3

ズボン



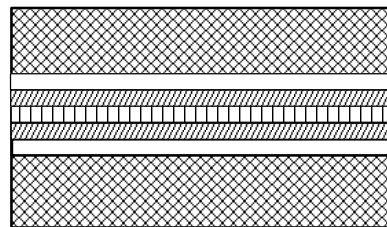
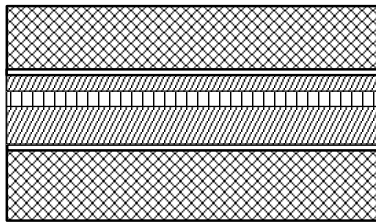
別図 4

礼 帽



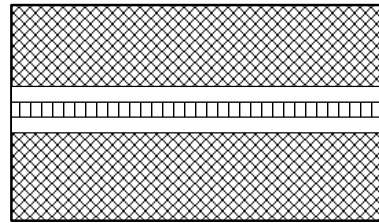
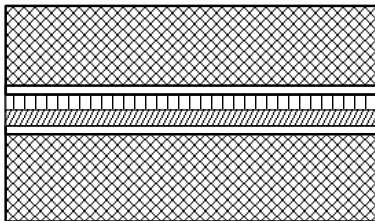
警視監・警視長

警視正・警視

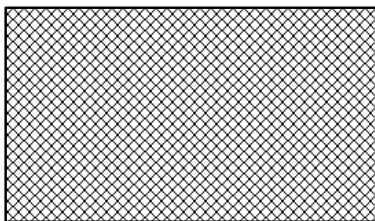


警部

警部補



巡查部長以下



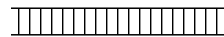
帯 章

冬：黒色ななこべり



夏：灰味青色あやたけべり

冬：蛇腹組黒線



夏：蛇腹組灰味青線

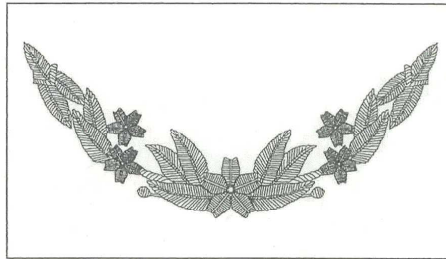
冬：蛇腹組金線



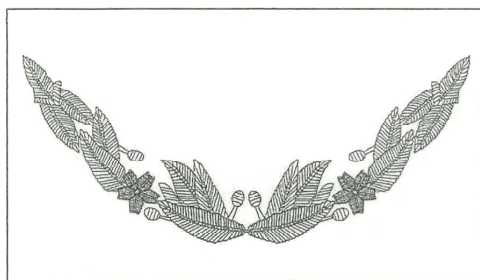
夏：蛇腹組銀線

ひさし柄

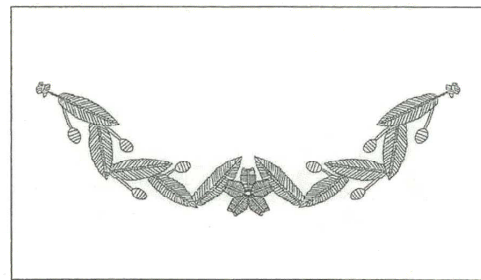
警視監・警視長・警視正



警視・警部・警部補



巡查部長・巡查



記章



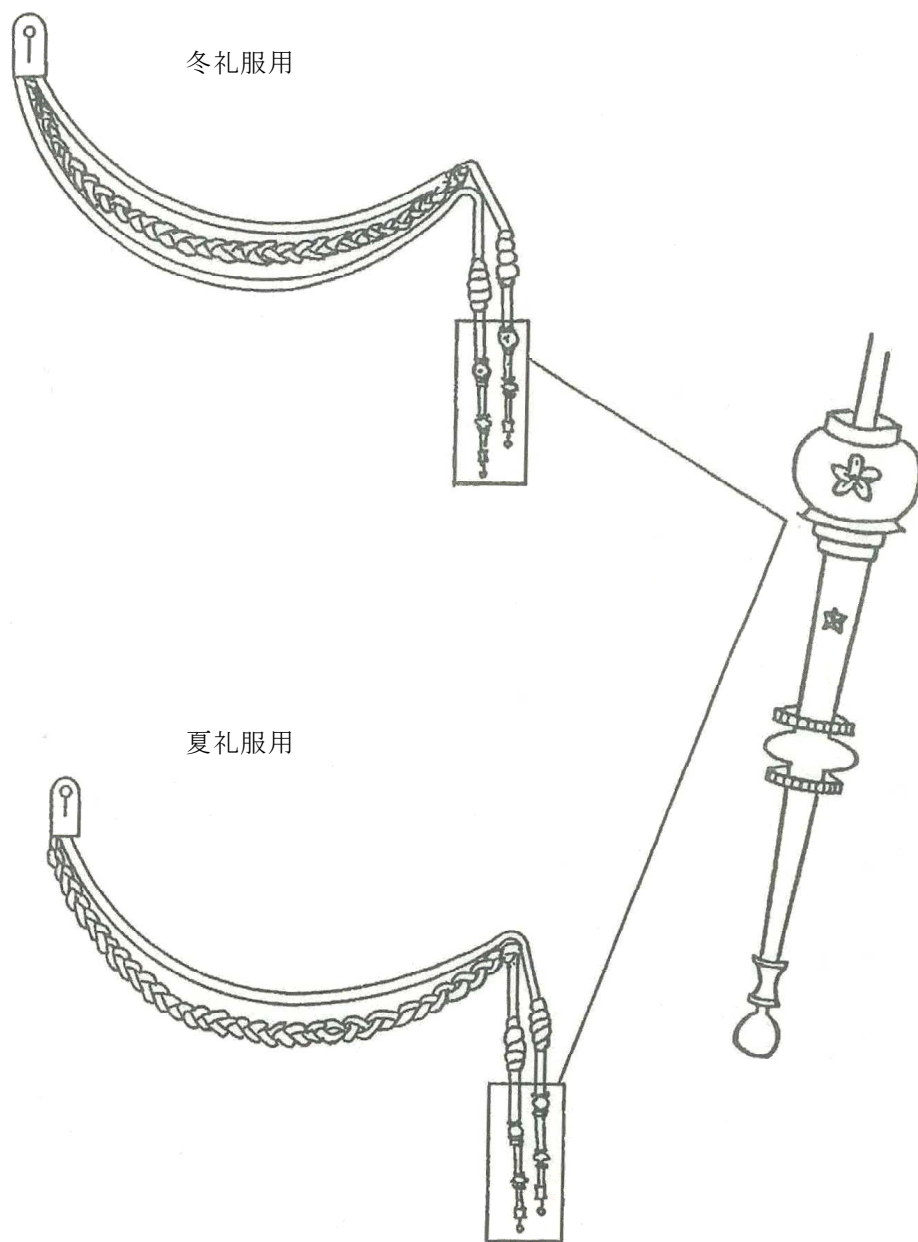
顎ひも留め日章



※ 男性のみ

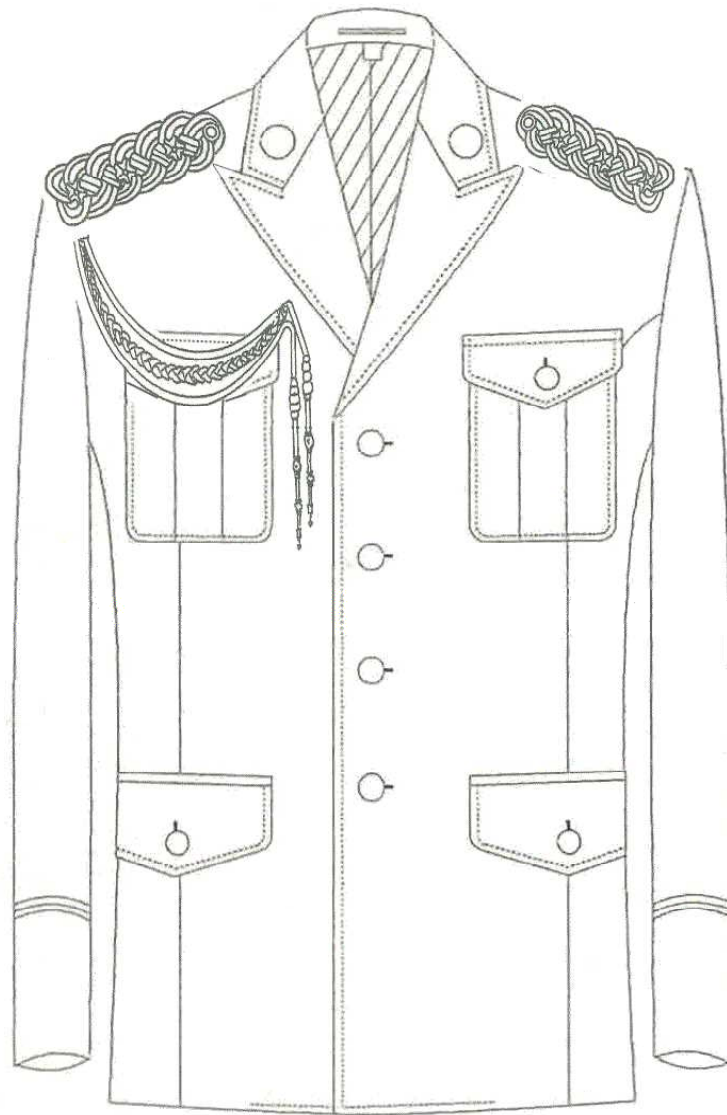
別圖 6

飾 緒



別図 7

飾緒・礼肩章の着装位置



礼 肩 章

警 視 監



警 視 長



警 視



警 部 補



巡 査 長 たる 巡 査



警 視 正



警 部



巡 査 部 長

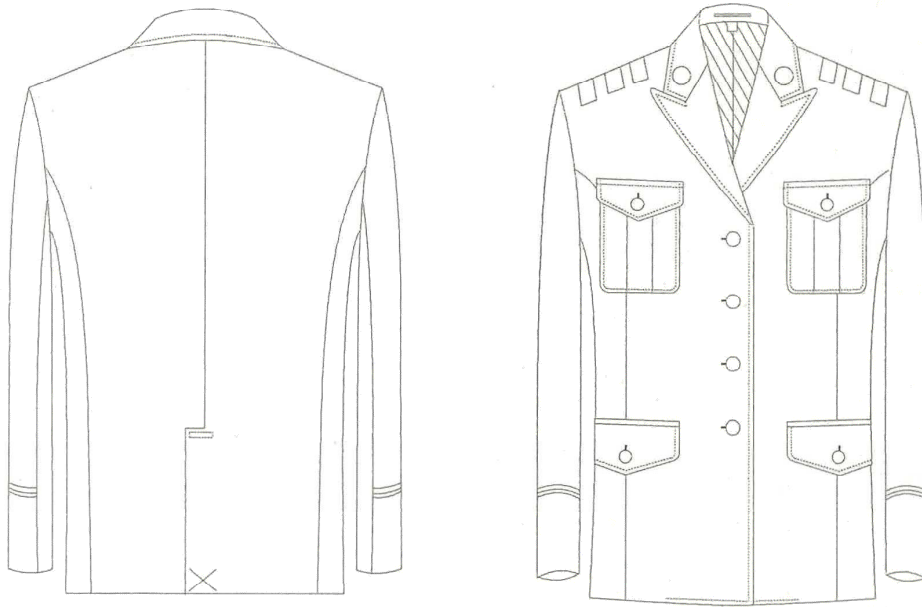


巡 査 長 以 外 の 巡 査



別図 9

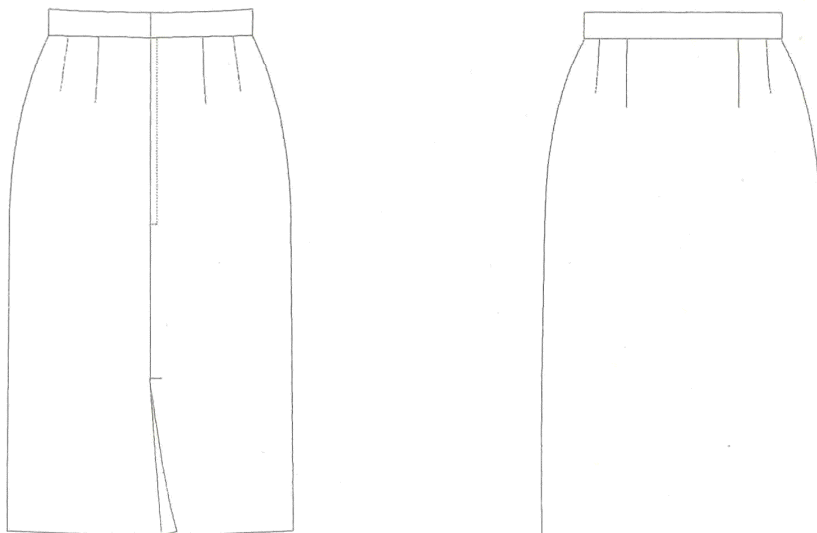
上 衣



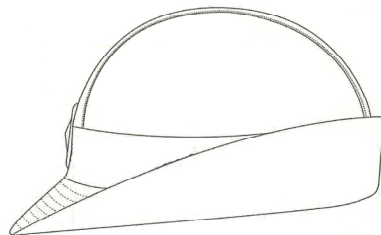
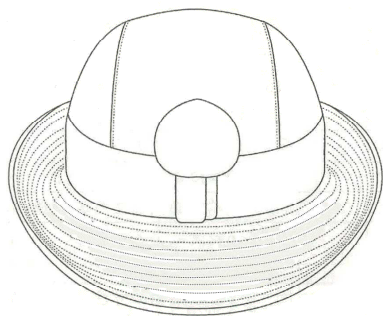
※ 上衣のボタン及び襟章は、男性と同様とする。

別図10

スカート



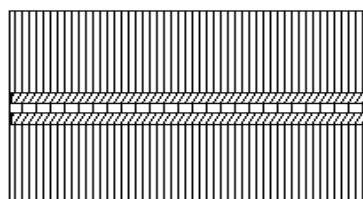
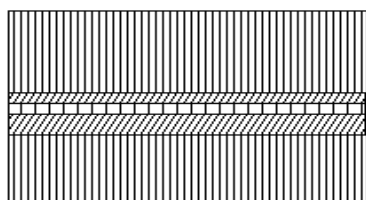
礼 帽



帯 章

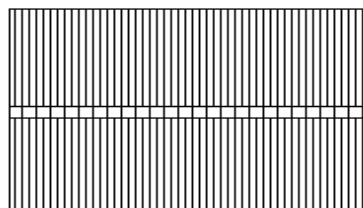
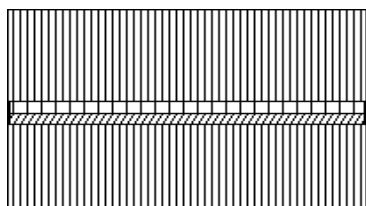
警視監・警視長

警視正・警視

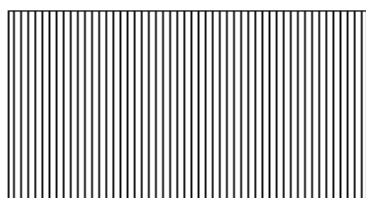


警部

警部補



巡査部長以下



冬：黒色グログラン
夏：灰味青色グログラン



冬：蛇腹組黒線
夏：蛇腹組灰味青線



冬：蛇腹組金線
夏：蛇腹組銀線

別表第3（第7条関係）

所 属 別		対 象 者	
部 名	課 名		
本部	総務部	公安委員会補佐室	室長以下全員
		総 務 課	課長以下全員
		情 報 管 理 課	課長以下全員
		広 報 応 接 課	課長以下全員（音楽隊に勤務する者を除く。）
		会 計 課	課長以下全員
		装 備 課	課長以下全員
	警務部	留 置 管 理 課	課長以下全員（護送係及び伏見留置センターに勤務する者を除く。）
		警 務 課	課長以下全員
		厚 生 課	課長以下全員
		教 養 課	課長以下全員
	生活安全部	監 察 官 室	室長以下全員
		生活安全企画課	課長以下全員
		人身安全対策課	課長以下全員
		少 年 課	課長以下全員
		生 活 保 安 課	課長以下全員
		サイバー企画課	課長以下全員
	地域部	サイバー捜査課	課長以下全員
		地 域 課	課長以下全員（騎馬隊に勤務する者を除く。）
		通 信 指 令 課	課長以下全員（通信指令官並びに通信指令第一係、通信指令第二係及び通信指令第三係に勤務する者を除く。）
		機 動 警 ら 課	課長以下全員（自動車警ら隊及び技能指導係に勤務する者を除く。）
	刑事部	鉄 道 警 察 隊	隊長以下全員（警ら小隊に勤務する者を除く。）
		刑 事 企 画 課	課長以下全員
		捜 査 第 一 課	課長以下全員
		捜 査 第 二 課	課長以下全員
		捜 査 第 三 課	課長以下全員
		鑑 識 課	課長以下全員
		組織犯罪対策第一課	課長以下全員
		組織犯罪対策第二課	課長以下全員
		組織犯罪対策第三課	課長以下全員
		科学捜査研究所	所長以下全員
	交通部	機 動 捜 査 隊	隊長以下全員
		交 通 企 画 課	課長以下全員
		交 通 規 制 課	課長以下全員（管制係に勤務する者を除く。）
交 通 指 導 課		課長以下全員	
交 通 捜 査 課		課長以下全員（捜査指導係、交通鑑識係及び凶化係に勤務する者を除く。）	
運 転 免 許 試 験 課		課長以下全員（免許申請係、免許更新係、試験係、技能試験係及び京都駅前運転免許更新センターに勤務する者を除く。）	
	交 通 機 動 隊	隊長以下全員（機動取締第一小隊、機動取締第二小隊、機動取締第三小隊及び機動取締第四小隊に勤務する者を除く。）	

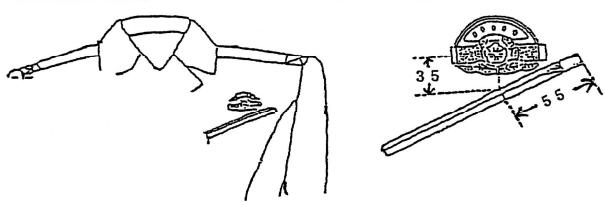
		高速道路交通警察隊	隊長以下全員（第一小隊、第二小隊及び第三小隊に勤務する者を除く。）
警備部		警備第一課	課長以下全員（航空隊に勤務する者を除く。）
		警備第二課	課長以下全員
		公安課	課長以下全員
		警衛警護課	課長以下全員
		外事課	課長以下全員
京都市警察部		企画課	課長以下全員

別表第4（第9条関係）

被服等の着用又は着装及び貸与品の携帯要領

種別	区別	要領	備考
帯革等	制服着用の場合	<p>1 制服上衣の下に着装する。装着は、一方の尾錠（バックル）下方にある突起物を押し上げ、他方の尾錠（バックル）にある受け具とかみ合わせる。</p> <p>2 本帯バックルを、ベルトの上に正面で正しく重ねる。</p> <p>3 留め革S（2個）は、ズボン後方左ポケット付近の警棒つり並びに右腰部けん銃用調整具及びけん銃つりひもの後方にそれぞれ接するようにし、ホックを外側に、革の末端が下方に向くようにして付ける。</p> <p>4 留め革L（1個）は、けん銃用調整具の前に接するようにし、ホックを外側に、革の末端が下方に向くようにして付ける。ただし、その必要がないと認める場合は、これを省略することができる。</p> <p>5 けん銃入れは、右腰部の位置にけん銃を収めた際撃鉄の先端がおおむねズボンの縫い目の線と一致するように、位置を調節しながらけん銃用調整具を本帯に取り付け、けん銃用調整具に固定されている金具の円形部分へ、けん銃入れの六角金具を入れ、下方に押しながら内部金具とかみ合わせる。</p> <p>けん銃入れの回転止めバンドをホックで留める。ただし、乗車する際には、回転止めバンドを使用しないで補助バンドで留めるものとする。</p> <p>一体型けん銃入れにあつては、けん銃用調整具部を本帯に直接取り付ける。</p> <p>6 警棒つりは、その前縁が、おおむねズボンの縫い目の線よりやや後方の左ポケ</p>	<p>帯革本帯及び各 部品装着図（別 図）参照</p>

の 着 装		<p>ット付近の位置になるように付ける。</p> <p>7 手錠入れは、警棒つりの後方の位置とし、警棒つりとの間に留め革Sを挟んで付ける。</p> <p>8 無線機ケースは、左前部の位置に無線機用調整具を帯革に装着した上、取り付ける。</p> <p>無線機ケースの裏側にあるU字金具を、無線機用調整具に引つ掛け、無線機ケースの凸型ホックを調整具の凹型ホックにはめ込んで付ける。</p> <p>9 男性警察官にあつては、冬、合制服上衣を着用する場合には、前部左右ポケットの貫通口（スリット）から、けん銃用調整具及び無線機用調整具をそれぞれ外に出した上、着装する。</p>	
	防寒服着用 の場合	けん銃、警棒等の緊急使用に支障がないよう特に配慮するものとする。	
	交通乗車服 着用の場合	本帯を帯革つりで支え、上衣の第3ボタン（夏服については第4ボタン）の下にバックルを位置させ、中央がダブルボタンの中心線に位置するようにする。	帯革を着装する場合には、けん銃入れの着装を省略することができる。
	出勤服着用 の場合	夏服着用の場合に準じて着装するものとし、所属長又は現場指揮者が必要と認めた場合は、上衣の下に着装することができる。	
	警 棒	警棒のグリップ部（握り部）を上にし、つりひもの結着部を後方にして警棒つりに収めて着装し、つりひものは、警棒つりの後方の位置で二重にそろえてU字型にして、本帯の上から後方に差し込む。	
	特殊警棒	本帯のバックル中央から左側おおむね10センチメートルのところのところに位置させる。	所属長は、勤務の性質により必要と認めたときは、特殊警棒を携帯させることができる。
けん	1 帯革への結着は、けん銃用調整具と留め革Sとの間に、つりひものループ部分を帯革の内側に上から通し、ループ部分	けん銃を着装しない場合は、けん銃つりひものは	

銃 つり ひも の 着 装	けん銃つり ひも	<p>になす環を通して結着する。</p> <p>2 けん銃への取付けは、なす環を上衣貫通口（スリット）に内から通し、外へ出してつり環に取り付ける。ただし、けん銃を上衣の内側に装着する場合を除く。</p> <p>3 けん銃を一時的に取り外す場合、又は自動式小型けん銃のうちつり環のないけん銃を装着する場合には、ループ部分及びなす環をズボン右後方ポケットに収める。</p>	装着しないこと
警 察 手 帳 等 の 携 帯	警 察 手 帳 手 錠	<p>警察手帳の黒色のひもは、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）又は活動服の左胸ポケットのループ又はボタンに結着して収納する。</p> <p>かぎ穴を外に向け、かつ、下方にして手錠入れに収め、手錠の押さえバンドを手錠の環の中に通し、ホックで留めて装着する。ただし、押さえバンドのない手錠入れにあつては、ふたをホックで留めて装着する。</p>	
	警 笛	警笛の黒色のひもは、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）又は活動服の右胸ポケットのループ又はボタンに結着して警笛入れ小ポケットに収納する。	黒色のひもの長さが 450ミリメートルにより難しい場合は、体位に合致した有効な長さとする事ができる。
階 級 章 及 び 識 別 章 の 位 置	交通乗車服	<p>次の図のように上衣の左胸ポケット上部の位置に取り付ける。</p>  <p>数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。</p>	
別 章 の 位 置	交通事故捜 査員用特殊 被服	上衣の左胸ポケット中央上部にふたに沿って付ける。	
	航空服（冬 服、合服、 夏服、防寒 服及び作業	航空隊記章の水平線上の右胸部に付ける。	

	服)		
そ の 他	防寒服	必要がある場合には、随時着用することができる。ただし、団体行動をとる場合は、斉一を期する。	
	雨衣	1 必要がある場合には、随時着用することができる。 2 ずきんに代えて帽子雨覆いを着用することができる。	
	手袋及び防寒用手袋	1 次の場合に手袋（白色）を着用する。 (1) 警衛警護に従事する場合で警察本部長が指示したとき。 (2) 儀式、祭典に列席するとき、又は交通整理、交通取締りに従事するときのほか、所属長が指示したとき。 2 防寒のため用いる場合は、濃紺色又は黒色の無地のものを着用することができる。	
	靴	1 靴は、黒色とし、原則として天然又は合成皮革製短靴を着用する。 2 出動靴は、次の場合に着用することができる。 雑踏警備、集団犯罪の取締り、災害警備（訓練を含む。）その他勤務の性質上必要と所属長が認めたとき。 3 運動靴は、黒色を原則とし、次の場合に着用することができる。 (1) 警ら勤務等に従事するときその他所属長が必要と認めたとき。 (2) 看守勤務員が留置施設において勤務する場合で所属長が必要と認めたとき。 4 雨靴（長靴）又は地下足袋を着用することができる。	
	乗者用ヘルメット	1 警ら用無線自動車、交通取締用四輪車、交通事故処理車、移動交番車及び鉄道警察用無線自動車に乗車勤務中携行し、必要により着用する。 2 高速道路交通警察隊員は、高速道路以外の場所においては乗車用ヘルメットを着用しないことができる。この場合にお	私服で乗車する場合で勤務の性質上、備付ヘルメットを着用することが好ましくないときは、備付以外のヘル

	<p>いて、当該警察官は、規則に定める制帽に白色の帽子覆い及びあごひもを付けたものを着用するものとする。</p> <p>3 鉄道線路沿線の警ら、交通事故処理、車両検問（取締り）等に従事するときは、受傷事故防止のために着用する。</p>	<p>メットを着用することができる。</p>
自転車用ヘルメット	<p>自転車に乗車して街頭活動に従事するときに着用する。</p>	<p>必要があるときは、乗車用ヘルメットを代用することができる。</p>
交通腕章	<p>交通警察従事員以外の警察官は、交通安全運動の期間中のほか所属長が指示したとき、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）、活動服、防寒服又は雨衣の左腕の肩先から 100ミリメートル下の上はく部に装着する。</p>	<p>自動車警ら隊員腕章、鉄道警察隊員腕章又は機動隊員腕章を装着した場合は、交通腕章の装着を省略することができる。</p>
警笛鎖	<p>クリップを右肩章に挟み、なす環に警笛を付け、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）、活動服又は防寒服の右胸ポケットの警笛入れ小ポケットに収納する。</p>	<p>服装の斉一を期すため、特に指示したときは黒色のひもとする。</p>
交通切符かばん	<p>1 交通切符かばんは、帯革本帯の左側に装着する。ただし、けん銃を装着しない場合は、帯革本帯のけん銃装着位置に装着する。</p> <p>2 冬服及び合服を着用する場合は、貫通口（スリット）から外に出して装着する。</p>	<p>1 交通警察官は、交通事故、事件の捜査等勤務の性質上必要がないときは、装着を省略することができる。</p> <p>2 地域警察官は、街頭活動に従事する場合、交通切符かばんを装着するものとする。ただし、雑踏警備等勤</p>

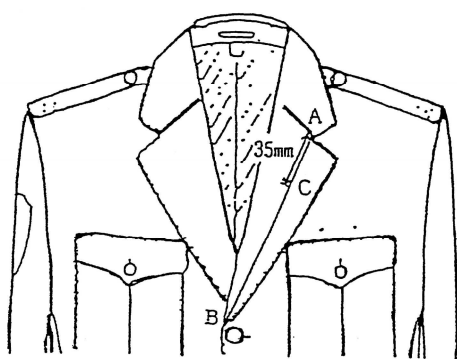
			務の性質上必要がないときは、着装を省略することができる。
	警察署長又は副署長	署長章又は副署長章は、制服（冬服、合服及び夏服）上衣の右胸ポケット上部中央からおおむね5ミリメートル上部の位置に、署長章又は副署長章の下端中央が位置するように結着する。	
特殊の被服等	交通警察	<p>1 制帽に帽子覆い及びあごひもを付け、交通腕章、警笛つりひも、白色手袋、ズボンすそ覆い及び白色帯革を着装する。</p> <p>2 あごひもは、制帽あごひもを取り外して前部に付ける。</p> <p>3 警笛つりひもは、上部輪を右肩章の下に通し、脇下で移動式締輪を締め、先端の金具に警笛を付ける。警笛は、右胸ポケットの警笛入れ小ポケットに収納する。</p> <p>4 雨雪の際は、雨衣を着用する。</p> <p>5 盛夏時等で所属長が指示したときは、ズボンすそ覆いの着用を省略することができる。</p>	<p>1 交通警察従事員が本来の勤務を離れて勤務する場合は一般警察官と同様の服装とし、点検を受ける場合には特に指示されたときのほか帽子覆い、あごひも、交通腕章及びズボンすそ覆いはそのままとする。</p> <p>2 一般警察官が交通警察に従事する場合で所属長が必要と認めたときは、交通警察従事員の服装をすることができる。</p>
	交通機動隊	<p>1 警ら勤務時の被服等の着用要領は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 白バイ勤務員は、交通乗車服（夏服にあつては、長そで式とする。）、乗車用ヘルメット、マフラー（夏服着用</p>	<p>1 防寒服及び乗車用手袋（防寒用）の着用期間は、所属長の指示す</p>

用 及 び 着 装	員 、 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 員 及 び 各 警 察 署 の 白 バ イ 勤 務 員	<p>期間中を除く。)、乗車用手袋(防寒、合用)及び乗車靴を着用するとともに、手錠、特殊警棒及び携行かばんを着装し、必要により防じん眼鏡及びマスクをかける。</p> <p>(2) パトカー勤務員は、交通乗車服、乗車用ヘルメット及び乗車用半長靴を着用するとともに、手錠及び特殊警棒を着装する。</p> <p>2 冬服着用期間中においては、白バイ勤務員は防寒服及び乗車用手袋(防寒用)を、パトカー勤務員は防寒服を着用することができる。</p> <p>3 雨雪の際に白バイによる警ら勤務に従事するときは、雨衣及び靴カバーを着用することができる。</p> <p>4 交通乗車服記章は、交通乗車服の左上腕部左肩章外側の縫い目から50ミリメートルのところに交通乗車服記章の上部が位置するように着装する。</p>	<p>るところによる。</p> <p>2 交通乗車服を着用した場合は、交通腕章の着装を省略することができる。</p>
	自動車警ら隊員並びに自動車警ら班及び機動警ら隊の勤務員	<p>1 制帽に制帽帯章(白色)を付ける。</p> <p>2 自動車警ら隊員腕章は、制服上衣(上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。)活動服、防寒服又は雨衣の左腕の肩先から100ミリメートルの上はく部に着装する。</p>	<p>機動警ら課長が特に指示したとき及び自動車警ら隊員が警察署に応援派遣された場合で当該応援派遣先の警察署長が指示したときは、自動車警ら隊員腕章の着装を省略することができる。</p>
		<p>1 鉄道警察隊員標章は、制服上衣(上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。)及び活動服に次の要領で着装する。</p>	<p>鉄道警察隊員が警察署に応援派遣された場合で</p>

鉄道警察隊員

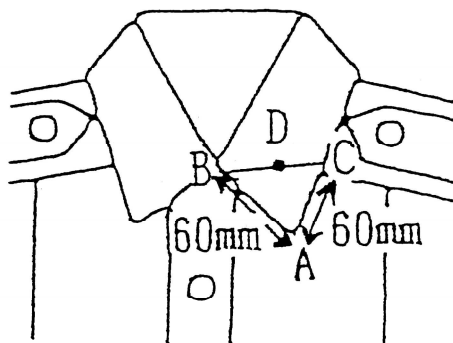
(1) 冬服、合服及び活動服

次の図において、線分AB上の点Aから35ミリメートルの点Cに標章の中心を置くよう着装し、「RP」の文字が直立して見えるようにする。



(2) 夏服及び制服用ワイシャツ

次の図において、Aを頂点とするAB、ACがそれぞれ60ミリメートルの二等辺三角形を作り、その底辺BCの中点Dに標章の中心を置くよう着装し、「RP」の文字が直立して見えるようにする。



2 鉄道警察隊員腕章は、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）活動服、防寒服又は雨衣の左腕の肩先から100ミリメートルの上はく部に装着する。

機動隊等の隊員

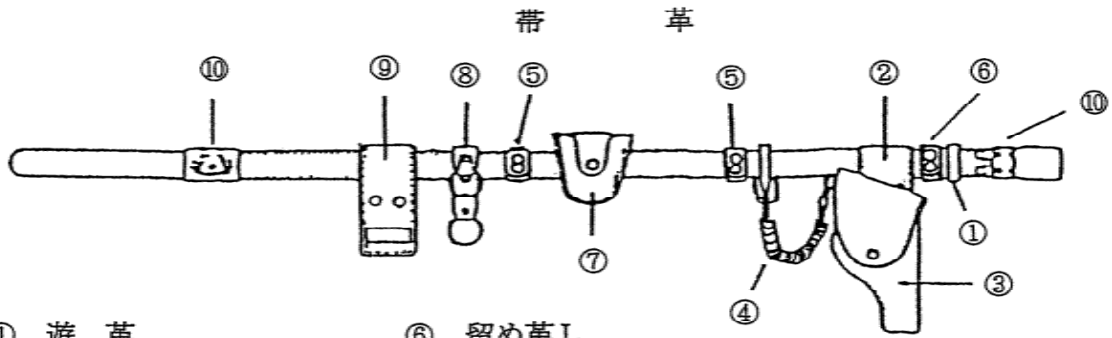
1 制帽に制帽帯章（白色）を付け、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）活動服、防寒服、雨衣又は出勤服の左腕の肩先から100ミリメートル下の上はく部に隊員腕章を装着す

当該応援派遣先の警察署長が指示したときは、鉄道警察隊員腕章の装着を省略することができる。

	<p>る。</p> <p>2 機動隊長章及び機動隊副隊長章は、出動服に、その下縁が階級標識の中央上部5ミリメートルに位置するように着装する。</p>	
音楽隊員	<p>1 平素は、制帽用あごひもに代えて前部に飾りあごひもを付け、制服上衣の前えりの中央部に隊員章を着装する。</p> <p>2 一般の演奏の場合は、飾りあごひも、隊員章及び飾緒を着装する。</p> <p>3 特別演奏の場合は、特殊演奏服等を着用する。</p>	
犯罪鑑識従事員	<p>1 犯罪現場において鑑識作業に従事するときは、作業服、作業帽及び半長靴を着用する。</p> <p>2 火災現場において鑑識作業に従事するときは、作業服、作業帽、火災現場用ヘルメット及び火災現場用半長靴を着用する。</p> <p>3 必要がある場合には、防寒服を着用することができる。</p>	
航空隊員	<p>1 航空業務に従事するときは、航空帽、航空服及び半長靴を着用し、航空隊記章を着装する。ただし、必要がある場合は、ヘルメット、マフラー、手袋又は防寒服を着用し、紫外線よけ眼鏡又は防じん眼鏡を装着するほか、航空服に代えて作業服を着用することができる。</p> <p>2 金属製の航空隊記章は航空服及び防寒服の左胸部に、布製の航空隊記章は作業服の左胸部にそれぞれ着装する。</p>	
騎馬隊員	<p>1 騎馬隊員腕章は、制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）及び活動服の左腕の肩先から100ミリメートル下の上はく部に装着する。</p> <p>2 騎馬隊業務に従事する場合は、作業服、作業ズボン、作業帽を着用する。ただし、必要がある場合は手袋、雨衣又は防寒服、作業靴又は騎乗靴を着用し、作業帽に代えてヘルメットを着装することが</p>	<p>騎乗服にあっては、所属長が特に指示したときは上衣を着用しないことができる。</p>

	<p>できる。</p> <p>3 諸儀式又は行事に従事する場合で、馬に騎乗するときは、騎乗服、騎乗帽を着用することができる。</p>	
車両整備員	<p>車両整備員が車両整備に従事するときは、作業服（作業帽を含む。）を着用する。</p>	
技能試験官	<p>1 自動車運転技能試験に従事するときは、作業服（作業帽を含む。）を着用する。</p> <p>2 必要がある場合には、防寒服を着用することができる。</p>	
受傷事故防止用被服等	<p>車両検問、交通取締り及び事故処理、凶器を所持する（そのおそれがあるときを含む。）犯人の逮捕、警備実施等に従事する場合で、受傷事故防止のため所属長が必要と認めたとときは、その用途に応じて着用し、又は着装する。</p>	
記 章	<p>1 警察勲功章、警察功労章及び警察功績章は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項の規定により制服上衣の右胸下に付けるものとし、服務上支障のある場合のほか制服を着用するときは、常にこれを着装する。</p> <p>2 近畿の警察官章については、1に準じて着装することができる。</p>	
腕 章 等	<p>この訓令に定めるもの以外のものを着用し、又は着装する場合は、特に指示したときのほか、規定外腕章等の着用・着装承認申請書（別記様式）により、警察本部長の承認（装備課長経由）を得なければならない。</p>	

別図



- | | |
|-----------|--------------|
| ① 遊 草 | ⑥ 留め草L |
| ② けん銃用調整具 | ⑦ 手錠入れ |
| ③ けん銃入れ | ⑧ 警棒つり |
| ④ けん銃つりひも | ⑨ 無線機用調整具 |
| ⑤ 留め草S | ⑩ 尾 銃 (バックル) |

別表第5（第10条関係）

女性警察官の貸与品及び特殊の被服又は装備品の特例

共 通	警 笛 つ り ひ も	色	白色		
		地 質	化学繊維織物		
		制 式	上部は丸ひも2本三つ編とし、移動式締輪1個を付ける。下部は丸ひも2本とし、先端に警笛取付丸金具を設ける。 形状寸法図のとおりとする。		
通	肩 掛 け か ば ん	色	黒色		
		材 質	革		
		制 式	形状寸法図のとおりとする。		
交 通 機 動 隊 員 等	雨 衣	色	別表第1と同様とする。ただし、前身内合わせを右上		
		地 質	前とする。		
		制 式			
	白 バ イ 特 別 乗 車 服 等	防 寒 服	色	赤色及び白色	
			材 質	革	
			制 式	襟	折り襟式とする。 形状図のとおりとする。
				肩章	外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を上衣の色と同系色のボタン各1個で留め、日章を付けた金色の金属製のボタン1個を飾りボタンとして付ける。 形状図のとおりとする。
				前面	ダブル・ジャンパー型とし、日章を付けた金色のボタン各3個を2行に付ける。奥留めは、ファスナーとする。両開きファスナー付き切りポケットを左右の胸部に各1個斜めに設ける。 形状図のとおりとする。
				後面	左右のそで付け部分にシャーリング加工を施す。 形状図のとおりとする。
				そで	長そでとし、そで口の前側の部分はファスナー開きとし、そで口に近い部位に斜めに白線を2本縫い付ける。ひじ部は、二重に縫い付け、シャーリング加工を施す。 形状図のとおりとする。
帯革 留め				腰部の前後に各2個付ける。 形状図のとおりとする。	
ズ				色	上衣と同色とする。
			材 質	上衣と同質とする。	
		ハイウエスト型の長ズボンとし、両側にファスナー付き切りポケットを各1個、左右の後方に雨ぶた付き切			

				ボ 制 ン		りポケットを各1個設ける。両側に側線に沿って赤色の側章を付ける。右すその外側の部分にペン差しを付ける。すそ口の外側の部分は、ファスナー開きとする。左右のひざ部にシャーリング加工を施す。形状図のとおりとする。	
			合 服	上 衣	色	赤色及び紫色	
					地	質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
					制	襟	防寒服上衣と同様とする。
						肩章	
						前面	
						後面	パネルライン付きとする。形状図のとおりとする。
				式	そで	長そでとし、そで口の前側の部分はファスナー開きとし、そで口に近い部位に斜めに白線を2本縫い付ける。形状図のとおりとする。	
					帯革 留め	防寒服上衣と同様とする。	
				ズ ボ ン	色	白色及び紫色	
					地	質	上衣と同質とする。
			制		式	ハイウエスト型のサロペット付き長ズボンとし、両側にファスナー付きポケットを各1個、左右の後方に雨ぶた付き切りポケットを各1個設ける。両側に側線に沿って紫色の側章を付ける。右すその外側の部分にペン差しを付ける。すそ口の外側の部分は、ファスナー開きとする。形状図のとおりとする。	
				白 色 乗 車 靴		白色の革長靴型とし、ファスナー開閉式とする。	
				ス カ ー フ		紫色の化学繊維織物とする。	
音 楽	特 殊 演	制	冬 服	上 衣	制	前面	別表第1と同様とする。ただし、前身内合わせを右上前とする。
					色	上衣と同様とする。	
				ズ ボ ン	地	質	上衣と同様とする。
					制	式	長ズボンとし、外側縫目に当たる部分に金色のしま織の側線を付け、右の腰部にポケットを設け、前中央にファスナーを付ける。形状寸法図のとおりとする。
				ス カ ー	色	上衣と同様とする。	
					地	質	上衣と同様とする。
						前ボックスプリーツとし、右の腰部にポケットを設け	

隊員	奏 服 等 服	ト	制式	、左の腰部にファスナーを付ける。 形状図のとおりとする。		
			合	上衣	制式	別表第1と同様とする。ただし、前身内合わせを右上前とする。
				ズボン	色	上衣と同様とする。
					地質	上衣と同様とする。
				制式	冬服と同様とする（側線はふじ色とする。）。	
				スカート	色	上衣と同様とする。
			地質		上衣と同様とする。	
			制式		冬服スカートと同様とする。	
			制	冬	色	天囲部は濃紺色、腰部はえんじ色とする。
					地質	冬服上衣と同様とする。
				帽子	制式	ひさしはえんじ色のものとする。縁を金色刺しゅうで飾り、ひさし前部は濃紺色で縁どりする。腰部に灰み青色あやたけべりを巻き、あごひもは金色のしま織線、ナイロン製を用いる。腰の両側には金色の金属製日章各1個で止める。 形状図のとおりとする。
					記章	濃紺色織物台地に金属製日章を金色桜で囲む。 形状図のとおりとする。
				合	帽子	色
			地質			合服上衣と同様とする。
			帽子		制式	ひさしはベージュ色のものとする。縁を金色刺しゅうで飾り、ひさし前部はクリーム色で縁どりする。腰部に白色あやたけべりを巻き、あごひもは金色のしま織線、ナイロン製を用いる。腰の両側には金色の金属製日章各1個で止める。 形状図のとおりとする。
記章	クリーム色の織物台地に金色の金属製日章を金色桜で囲む。 形状寸法図のとおりとする。					
ネクタイ	冬服用	えんじ色の無地のものとする。				
夏ワイシャツ		クリーム色の無地のものとし、肩章を付け、肩章の外側の端を両肩の縫目に縫い込み、襟側をボタンで留め、左右胸部にふた付き飾りポケット各1個を設け、半そでとする。 形状寸法図のとおりとする。				
騎乗	上衣	制式	前面 別表第1と同様とする。ただし、前身内合わせを右上前とする。			

馬 隊 員	服			
	騎 乗 帽	色		騎乗服上衣と同色とする。
		地 質		騎乗服上衣と同質とする。
	制 式	記 章	金色の金属製日章をモール製金色桜で囲む。台地は、 黒色の織物とする。 形状図のとおりとする。	
帯 章		頭下部にグログランを巻き、紫線 2 本を巻く。 形状図のとおりとする。		

別表第6（第10条関係）

女性警察官の被服等の着用（装）区分の特例

区 分		品 目
交 通 機 動 隊 員	特別活動	特別乗車服（防寒服及び合服）、マフラー、警笛つりひも、特殊警棒、白色帯革、雨衣、防じん眼鏡、マスク、靴カバー、携行かばん、乗車用手袋（防寒及び合用）、乗車用ヘルメット（交通警察従事員用）、交通乗車服記章、白色乗車靴、スカーフ
音 楽 隊 員	一般演奏	飾緒、音楽隊員章

別表第7（第10条関係）

女性警察官の被服等の着用又は着装及び貸与品の携帯要領の特例

種 別	区 別	要 領	備 考
帯革等の 着装	制服着用の 場合	<p>1 留め革S（2個）は、スカート又はズボン後方左腰部付近の警棒つり並びに右腰部けん銃用調整具及びけん銃つりひもの後方にそれぞれ接するようにし、ホックを外側に、革の末端が下方に向くようにして付ける。</p> <p>2 警棒つりは、その前縁が、おおむねスカート又はズボンの縫い目の線よりやや後方付近の位置になるように付ける。</p> <p>3 1及び2のほかは、別表第4と同様とする。</p>	
肩掛けか ばんの携 帯	制服（制服 用ワイシャ ツ及びベス トを含む。 活動服 及び防寒服 着用の場合	ベルトを左肩章の下に通し、ふたを外にして体側に沿わせて下げ、左ひじを約90度の角度に曲げ、左手で前方ベルトの立上がり部分を握る。	
	雨衣着用の 場合	肩掛けかばんを携帯した上から雨衣を着用する。	
警察手帳 等の携帯	警 察 手 帳	警察手帳の黒色のひもは、冬、合服上衣又はベスト着用時には左腰ポケットの、活動服着用時には左側の警察手帳用ポケットの、夏服又は制服用ワイシャツ着用時にはスカート又はズボンの左ポケットのループに結着して、残りのひもを警察手帳に巻き付けて収納する。	
	手 錠	肩掛けかばんを携帯する場合は、肩掛けかばん内に収納す	私服勤務で必要がある場合は、適宜な方法で携帯

		る。	する。
	警 笛	警笛つりひもの上部輪を右肩章の下に通し、脇下で移動式締輪を締め、先端の金具に警笛を付け、冬、合服上衣、ベスト又は防寒服着用時には右腰ポケットの、夏服、制服用ワイシャツ又は活動服着用時にはスカート又はズボンの右ポケットに収納する。	
そ の 他	マフラー	防寒服を着用する場合に着用する。	
	靴	別表第4と同様とする。ただし、雨靴（長靴）は、黒色又は白色のものとする。	
特殊の被服等の着用及び着装	音楽隊員	<p>1 平素は、制服及び制帽を着用し、制服上衣の前えりの中央部に隊員章を着装する。</p> <p>2 一般の演奏の場合は、飾りあごひも、隊員章及び飾緒を着装する。</p> <p>3 特別演奏の場合は、特別演奏服を着用する。</p>	

別記様式

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿

第 号
年 月 日
所 属 長 名

規定外腕章等の着用・着装承認申請書

次のことについて、承認されるよう申請する。

申 請 事 項	申 請 内 容
着用・着装を必要とする理由	
腕章等の種類及び着用・着装位置	
着用・着装を必要とする期間	
着用・着装予定人員数	
備 考	

注 申請者は、実施日の7日前までに装備課長を経由して提出すること。